

文部科学大臣 萩生田 光一 殿
文化庁長官 宮田 亮平 殿

文化庁による「あいちトリエンナーレ 2019」に対する補助金不交付決定に対する抗議

文化庁が令和元年9月26日付で発表した「あいちトリエンナーレ」に対する補助金の取り扱いに係る決定は、国家権力による文化の破壊行為であると考えられるため、文化庁の長たるもの、及び、文化庁の上位組織の長たるものである貴殿らに、強い抗議の意を表し、その撤回を求める。

【理由】

文化庁は、今回の不交付決定の理由として「①実現可能となっているか」「②事業の継続が見込まれるか」の2点を挙げている。ここで、「あいちトリエンナーレ」の中の一企画である「表現の不自由展・その後」単体をみれば、確かに、言葉によるテロリズムによって、一時的に事業が中止されたことは事実であろう。しかしながら、「あいちトリエンナーレ」全体、あるいは今回の補助金交付対象である「国際現代美術展開催事業」全体についてみれば、8月1日に開幕し（この時点で「実現可能」の条件は満たしている）、会期終了までの75日間、事業は継続されている。会期の一部分において、数ある企画のうちの1つである「表現の不自由展・その後」が閉鎖されたことをもって、「事業の継続」がなされなかったと断定するのであれば、機材トラブル、あるいは、パフォーマンス等で出演者の体調不良等様々な理由により、予定された全日程をこなすことができなかった、これまでの他の全ての事業に対して、同様の措置をとらなかったことについて、一つ一つ明確に説明する義務がある。そのような説明なしに、当該事業のみを補助金不交付とするのは、権力の恣意的な行使に相当すると考えられる。

また、「表現の不自由展・その後」が閉鎖されたことに抗議をして、他の数多くの作家が作品の展示中止や作品の設定変更を行ったことをもって、「事業の継続」がなされなかったと判断するのであれば、文化の破壊行為である。なぜなら、作品が展示されているコンテキストに合わせ、そのコンテキストにふさわしい形に作品展示の仕方を変更することは、アーティストの表現行為にほかならない。声明文を発表し、作品の公開を中止することも、そのような表現行為の1つのあり方だ。このことを正確に捉えることなしに、表面上、「事業」が行われていないように見えるという理由だけで、「事業の継続」がなされなかったと誤認定することは、それぞれのアーティストが考え抜いた末に選び取った表現行為を無にすることであり、文化の無理解に起因する文化の破壊行為であると断じざるを得ない。

加えて、「表現の不自由展・その後」の会場を閉ざした扉を用い、展覧会来場者の参加により制作された#YOurFreedom や、アーティストランスペース「サナトリウム」の開設など、新たな表現行為が生まれていることを考えると、「あいちトリエンナーレ」あるいはその「国際現代美術展開催事業」は、当初の予定を超えた成果まで生み出したと評価することも可能であろう。「あいちトリエンナーレ」の来場者数が過去最高であったことは、「あいちトリエンナーレ」の来場者は、展示の中止や変更、さらには、新たに創出された表現行為まで含めて、アートであると認めていることの証左である。

このように、文化の享受者である市民がアート、すなわち文化（の一部）、と認めたものを、文化庁としてはアートとして認めないのであれば、それは文化の破壊行為にほかならず、また、権力によりアーティストの表現行為を無化する、極めて野蛮で悪質な行為であると言えよう。

最後に、国家権力による表現の弾圧である可能性についても検討しておこう。菅義偉官房長官が8月2日の記者会見で「補助金交付の決定にあたっては、事実関係を確認、精査して適切に対応したい」と述べた後、9月26日に文化庁が補助金の不交付を決定したという事の流れをみれば、内閣官房長官あるいは内閣府の意向により、あるいは、意向を忖度し、文化庁が決定を下した可能性が皆無であるとは言えない。したがって、文化庁が、今回の決定は内閣官房長官あるいは内閣府の意向とは一切関係ないものであると言うのであれば、その証拠を明示する必要がある。平成30年9月14日に、安倍内閣総理大臣が「李下に冠を正さず」との言葉をしっかりと胸に刻んで、今後、慎重に、謙虚に、丁寧に政権運営に当たっていきたいと思っている」と発言していることを考慮すれば、文化庁が証拠を示すことなく主張を続けることは、文化庁が政権の運営方針に反する行為をしていることになり、まず、その点で問題である。そして、「李下に冠を正さず」という、日本の歴史の中で長期に渡って伝えられてきた諺の意味を冒瀆する行為でもあり、これも文化の破壊行為であると言える。

文化庁による今回の決定が内閣官房長官あるいは内閣府の意向とは無関係のものであることが証明されないまま、補助金不交付が決行されると、アーティスト、芸術展企画者、その他多くのアート関係者が委縮し、表現の幅が狭まるという指摘は、これまで多くの論者が述べてきたとおりである。このような状況を作り出すことが、文化の破壊行為であることは、言うまでもなからう。

以上で述べたとおり、文化庁による今回の決定は、文化の破壊行為に他ならない。今回の決定が撤回されない限り、貴殿らは、令和における日本文化の破壊者として、その名は末永く歴史に残ることであろう。そして、文化の破壊者として認定されるようなものと同時代に生きたものは、そのような破壊行為を止めることができなかった人々として、同じく歴史に残る。私は、そのようなもののひとりでありたくない。そこで、貴殿らに対し、今回の文化庁の決定について強く抗議し、決定の撤回を求める。

福島大学共生システム理工学類

教授 永幡 幸司

(「表現の不自由展・その後」出展作家)

令和元年10月23日